

松江地方裁判所委員会（第6回）議事概要

- 1 日時
平成17年12月26日（月）午後1時30分～午後4時00分
- 2 場所
松江地方裁判所大会議室
- 3 出席者
（委員） 足立正智，熱田雅夫，飯島健太郎，居石正和，佐藤洋志，
中村俊郎，西島幸夫，広江みづほ，前田幸二，吉村 信
（五十音順敬称略）
（説明者）松田事務局長，垣屋民事首席書記官，讃井刑事首席書記官
（庶務） 田淵総務課長，津森総務課課長補佐
- 4 議事
 - (1) 松江地方裁判所長あいさつ
 - (2) 委員自己紹介
 - (3) 委員長選任
委員長に西島委員が選任された。
 - (4) 委員長代理の指名
委員長により飯島委員が指名された。
 - (5) 委員会運営に関する事項の確認
委員会は，委員長が招集し，回数は年2回程度，議事は公開しない。
議事録については，議事概要を作成し，出席委員が確認の上，ホームページに掲載して公開する。
なお，議事概要には発言した委員の氏名等は掲載しない。
 - (6) ビデオ上映「知っていますか？裁判所」
裁判所紹介の広報用ビデオの視聴
 - (7) 庁舎見学
法廷，裁判部各窓口等の見学
 - (8) 「裁判所を巡る諸情勢について」
松田事務局長から説明
 - (9) 裁判所に対する印象，庁舎見学の感想
裁判所に対する印象，庁舎見学の感想について委員から次のような発言があった。
○ 私は，今日裁判所に緊張して入って来た。中に入ると法廷など天井が高く，ゆったりとした感じであった。こういう場所を多くの人に見てもらいたい。学校関係の子供たちにも裁判所の内部を見せて案内し，紹介したらよいと思う。その中で法曹関係に進みたいという心が芽生えるのではないか。明るい社会を作る，優しい社会を作る，そういう気持ちを子供のころから植え付ける中で，将来的に多くの法曹が生まれることになるのではないか。裁判所周

辺でも小学校の1, 2年生から遊ばせるなどしてそのような環境を作るべきと思う。

- 松江の裁判所は庁舎が古いと思う。米子の裁判所庁舎は建て替えられて明るくなった。松江の庁舎もそろそろ建て替えの時期にきていると思う。窓を大きくし、明るくすることが裁判所へのアクセスを近いものにし、開放感が出るのではないか。
- 庁舎が非常に古く、環境が悪いと思う。各部屋の機密性が高く、音が外部に漏れないものの、換気扇が全くなく、空気の状態が悪い。暖房もファンコイルであるため、空気環境の改善に役立たない。また、障害者の人から見て便利が悪い。身障者用のトイレが1階に一つしかなく、部屋の内側のカウンターは低い、廊下側のカウンターは立って使うように作られて高い位置にあり、車いすの人から見て高すぎる。
- 外から見ても、建物に近寄りやすい面がある。窓のある方に事務室が並んで作られており、庁舎の外から窓側の事務室内で仕事をしている人の姿が見え、窮屈で堅い印象が感じられる。玄関の脇にロビー的な憩いの空間が作られ、それが庁舎外から見えるようになれば印象としてもよいと思う。また、市では松江署などと連携をとって、地元の自治会からの要望もあって同署などを施設見学のコースとして組んでいる。裁判所とも連携をとって、見学コースに組み込み、PRしてよいものか。
- 事務を執っている場所の見学については、諸事情を考慮して検討しなければならないが、一般の裁判については公開されており、傍聴や見学は問題はない。
- いろいろな団体から申し出があって法廷見学など対応している。
- 法廷を見学した学生から、実際の裁判の傍聴を希望する者が多く出てきている。
- 毎年いくつもの小学校から見学に来てもらっており、模擬裁判をしたりしている。
- 松江周辺だけでなく、石見地区や山間地の子供たちも参加できるようにしてもらえればよい思い出になる。小さいときから関心を持つことが大事だと思う。
- 本庁だけでなく、出雲、浜田、益田、西郷など支部を見てもらうのもよいと思う。
- 庁舎の玄関が暗い感じがする。
- この庁舎近辺の区域全体が街から隔絶されているように思う。四方が塀で囲まれており、庁舎前庭の作りが貧弱である。前の駐車場を裏側に回して、前庭に開放感を持たせるともっと親しみが持てると思う。
- 松江の庁舎は他の裁判所より石垣が低く中が見通せる。庁舎改築のときも今くらいの高さにしてほしい。

- どんな施設でも緑の環境が大事である。今の前庭が有効に生かされるものがよい。
 - 大森銀山には昔裁判所があった。その庭に植木があり、子供のころその木の中に隠れたり、遊んだりした。緑が庁舎の入口辺りにあると親しみが持てると思う。街の人に、子供を裁判所には行かせるなという住民の意識があるのではないか。
- (10) 意見交換テーマの選定
- 委員から提出のあったテーマについて、提案趣旨等を説明いただき、意見交換を行った。
- 意見交換の結果、「裁判員制度の理解を深めるための法教育を含めた広報活動の在り方」及び「裁判員制度の内容についてどう考えていくべきか」が次回テーマとして選定された。
- テーマ選定について委員から次のような意見があった。
- 教育現場の先生、高校の公民担当の先生が自主的な研修をしており、その中で、裁判員制度や弁護士過疎の話をする機会があった。先生たちも関心はあるが、自主的な研修だけでは不十分であり、どこかでオーソライズしてほしいという気持ちがある。実際に先生に法廷に来てもらい、模擬裁判をしてもらう機会を設けるなど、教育委員会と裁判所との間で詰めて進めてみてはどうか。
 - 益田や浜田などの各地区からも、少しずつでもそのような機会を持てるようになればよいのではないか。
 - 一度限りという単発ではなく、継続的にやっていくことが大事だと思う。支部においても実施できればよいのではないか。
 - 事業再生について、裁判所関係者と事業再生に関わる専門家と一緒に勉強する機会を持ち、裁判官というより書記官に参加してほしいという気持ちがある。関係者の情報の共有化に向けて広くネットワーク作りをしていくなかで、裁判所にも関わってほしい。
 - 市役所において市民から各種相談を受ける窓口を設けているが、難しい法律相談であれば弁護士を紹介することになり、直接裁判所に相談しようとするれば手続的な話に限られることになる。そういったいろいろな相談を受け入れて対応するために、各種相談窓口機関の間をつなぐものがあればよいと思う。相談窓口を増やすことなども考慮すべきではないか。
 - 裁判所では、手続面の説明に限られ、どれを選ぶかは相談者に任せることになる。今後、日本司法支援センターとの連携をどのように図っていくのかという問題もある。
 - 開かれた裁判所、利用しやすい裁判所というテーマで提案したが、裁判所においても個々の職員の意識を変えていくことが大事だと思う。来庁者に対して職員の方から声を掛けることが、安心感を与えられると思う。裁判所内部で

の努力が必要だと思う。

- 専門家はひとりよがりのところがあり、専門的な言葉を使いそれが一般人には分からないことや誤解を与えることがある。このような委員会において、素人が中に入って話をしていくことはよいと思うが、裁判手続の運用の面においても、もっと分かりやすくできないか。
 - 裁判員制度の実施が3年後に迫っている。裁判員制度の具体的な中身についてもどのようにしたら一般の人に受け入れられるのか、意見を交換してはどうか。
 - 裁判員制度に関して商工関係の事業主にどう分かってもらうのかが問題である。会社の社長と話をしていても、従業員を裁判員として行かせるわけにはいかないという話になってしまうのが現状である。事業主の理解を得るためにやるべきことがあるのではないか。事業主に今後理解をしてもらうことが大きな問題である。
 - ライオンズクラブやロータリークラブでは定期的に集会をしており、そのような機会を利用して裁判員制度を周知徹底すべきと思う。また、商工会議所への働きかけも必要ではないか。
 - これまでは先方から話があると出向いて行くという形なので、これからは裁判所側から出て行くという姿勢が必要と思う。
 - 裁判員制度に関して10分から15分程度の短い説明用ビデオを一般人に見てもらい広めるべきではないか。
 - 検察庁もドラマ仕立てのビデオを用意しており、市役所から各地区へ伝えていくべきと考えている。
 - 裁判員制度のPRについて、ピン트가ずれているように思う。一般の国民は自分に当たる確率が非常に低く、自分には関係ないという意識を持っている。指名される確率は案外と高いようであり、そういう情報を伝えるべきではないか。
- (11) 次回開催日時
- 次回は、平成18年4月24日（月）午後1時30分～4時の予定で開催されることになった。